

資料番号	23
------	----

令和4年4月19日
課名 土木建築局道路企画課
担当者 課長 秋本
内線 3890

重要物流道路の追加指定について

1 要旨・目的

重要物流道路について、機能強化を計画的に進めるため、令和3年度に策定された広域道路交通計画を踏まえ、令和4年4月1日付けで国土交通大臣が新たに「候補路線」、「計画区間」、「事業区間」を追加指定したので報告する。

2 現状・背景

平成30年の道路法改正により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定する制度を創設し、これまで「供用区間」について指定されてきたところである。

指定された場合は、整備や機能強化に対して個別補助等の予算措置が行われるとともに、道路管理者が道路構造等の観点から支障がないと認めて指定した一部区間において国際海上コンテナ車の特車通行許可が不要となることや、災害時には国において道路啓開・災害復旧を代行することが可能となる。

3 概要

(1) 対象者

—

(2) 内容（追加指定された区間）

ア 「候補路線」

- ・ すべての高規格道路

イ 「計画区間」

- ・ 東広島廿日市道路（広島南道路の未事業化区間）、倉敷福山道路（福山道路の未事業化区間）、広島高速4号線（延伸区間）

ウ 「事業区間」

- ・ 東広島高田道路（東広島道路、向原吉田道路）、福山環状道路（福山西環状線）、江府三次道路（鍵掛峠道路）など

エ 「供用区間」※追加指定のみ

- ・ 広島中央フライトロード（空港IC～大和南IC）

※ なお、前回の指定については、別紙「重要物流道路指定図」のとおり。

(3) スケジュール

令和4年4月1日 国土交通大臣が指定

(4) 予算

—

(5) 今後の流れ

道路整備や拠点施設の状況に応じて適宜更新される予定。

4 その他（関連情報等）

国土交通省 HP : <https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/Top03-02-03.htm>

